



# 宜野湾市報(英語版)

2019年7月号

宜野湾市役所 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

☎098-893-4411

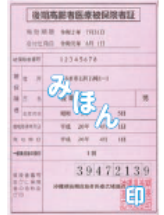
## お知らせ

## 国民健康保険課よりお知らせ

後期高齢者医療保険  
加入の皆さまへ

**7月は切り替えの時期です!!**  
「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります

令和元年8月から被保険者証が切り替わります(有効期限が令和2年7月31日となります)。新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口等で交付します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」  
・「限度額適用認定証」も切り替わります



●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 後期高齢者医療係 内線 152

## ■ごみの出し方が変わりました!

草木を入れる袋は、当初から指定袋(大)程度、または45リットル以内の大きさとなっております。束は1m程度の持てる重さをお願いします。袋と束は合わせて6点まで出せます。袋の大きさにご注意ください。それ以上草木が出るお客様に対しては、自己搬入をご案内しておりますので、環境対策課までお問合せをお願いします。

市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、引き続きご協力をお願いします。

※45リットルより大きい袋では回収されません。



☎ 環境対策課 ☎893-4140

75歳未満で国民健康保険に加入している皆さまへ  
「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の更新について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の交付を受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、再度更新の申請が必要です。

7月1日(月)から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに更新をお願いします。

●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 給付係 内線 138

**7月31日(木)は 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です!**

●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 ☒保険税係 内線 142~145 ☒後期高齢者医療係 内線 146

第1期 国保税・後期保険料は **7月31日** までに納めましょう。

## 災害が発生したときの緊急連絡先

台風の事前事後は市役所への問い合わせが殺到して電話がかかりにくくなります。災害トラブルに迅速に対応できるように適切な問い合わせ先をご確認をお願いします。

### ■宜野湾市

防災対策	市民防災室	☎892-3151
水道関係トラブル	水道施設課	☎892-2118
下水道関係トラブル	下水道施設課	☎892-4156
道路関係トラブル	土木課	☎893-4423
ゴミに関すること	環境対策課	☎893-4140

### ■電気・けが・事故など

停電 など	沖縄電力	☎0120-586-704
けが・救急など	消防署	☎119
事故・信号機の故障など	警察署	☎110



## (注釈)

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。

行政対応は日本語で行われています。

通訳者: ☎098-893-4411 (内線 577) 開庁時間以内。 ⇒ [tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp)

# 健康・福祉

## 8月健康カレンダー

母子関係の健診・教室 (場所：保健相談センター)		受付時間
乳児一般健診	18日(日)	9:00~11:00 13:00~14:45
1歳6か月児健診	1日(木)・8日(木) 22日(木)	13:15~14:00
2歳児歯科検診	29日(木)	13:15~14:45
3歳児健診	7日(水)・21日(水)	13:15~14:00
ふたば母子健康相談	6日(火)・20日(火)	9:30~10:30
マンマン教室 (離乳食教室)	23日(金)	13:30~
のびっこ親子教室	28日(水)	時間等は、お問い合わせください。
健康相談		受付時間
保健相談	毎週 火・水曜日(祝日を除く)	9:00~11:00
センター	毎週 月・火・金曜日(祝日を除く)	13:00~15:00

### 7月31日(水)は固定資産税第2期の納期限です

市税納期限カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		5月7日	7月1日	5月31日
第2期		7月31日	9月2日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		3月2日	1月31日	

納め忘れないよう、納期限内での納付をお願いします。  
納付困難な場合は、随時納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの？

- ①納期限を過ぎる＝滞納の発生、督促状の発送  
納め忘れている方もいますので、納期限後20日以内にもう一度文書(督促状)で催促をします。
  - ②差押 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならないとされています。
- ☎ 納税課 内線246~257

## 生活の不安や心配 ご相談ください ~平成27年4月より生活困窮者自立支援法が始まりました~

相談無料  
秘密厳守

相談できる方 市内在住で、生活や就職などに困っている方であれば、どなたでも相談できます。(相談については、幅広くお伺いします)ご家族やご友人など、周りの方からの相談も受け付けます。※ただし、生活保護受給者は対象外

- ▶自立相談支援事業 経済的な問題等で生活に不安がある方に対し、どのような支援が必要かを一緒に考え、ご本人の意向を踏まえた具体的な支援プランを作成し、自立に向けたサポートを行います(一人ひとりに応じた支援プランを作成)
- ▶住居確保給付金の支給 65歳未満で離職により住居を失いましたはそのおそれのある方に対し、安定した求職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。
- ▶一時生活支援事業 一定の住居を持たない方、車上やネットカフェ等の不安定な住居形態の方へ、一定期間に限り宿泊場所や衣食の提供を行います。
- ▶就労準備支援事業 「社会との関わりが不安」など、すぐに就労することが困難な方に、基礎能力の形成を図るための支援を計画的に行います。
- ▶家計改善支援事業 生活に困窮している世帯で債務問題など家計に課題を抱えている方を対象に、家計を再建するための支援を行います。
- ▶就労訓練事業 一般就労が困難な方に、就労に向けた準備の一環として短時間の軽作業の機会を提供するなどして自立に向けた支援を実施します。
- ▶子どもの学習・生活支援事業 経済的理由などから適切な学習環境を確保することが難しい子どもに対し、学習環境の提供と意欲向上の支援(通塾)、保護者への助言などを行います。(通塾は申込期間が決まっているためご確認ください)

☎ 生活福祉課 生活支援係 ☎893-4480

### 児童扶養手当現況届について

引き続き手当の給付が受けられるかどうかを決める大切な届出です。  
※受給者の皆さまには7月末までに通知します。

受付期間 8/1(木)~8/30(金)

※8/18(日)は開庁します。

受付時間 8:30~11:30  
13:00~16:30

受付会場 市役所2階 ⑧番窓口

※月末は混み合う事が予想されます。

一求職・転職をお考えの方!-

カレンダーの●のついている日は現況届出会場にハローワークの相談員がきますので、お気軽にお声掛けください。

相談時間 10:00~12:00

13:00~16:00

一健康相談のご案内-

カレンダーの▲のついている日は保健師・管理栄養士・看護師が日替わりで健康相談を行います。集団健診予約も受け付けます。

相談時間 14:00~16:00

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

☎ 児童家庭課 手当二係  
内線 182,263,179

### 提出忘れていませんか? 令和元年度児童手当「現況届」 の提出について

児童手当を継続して受けるためには毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。現況届は毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受けることができるかどうか確認するものです。

令和元年度現況届が提出されない場合、10月期の支給がありません。

未提出者には、7月末頃に再度、現況届の案内通知を発送いたします。必要書類を添えて期限内に提出をお願いします。

受付期限 8/30(金)

※郵送の場合は必着

受付時間 8:30~12:00

13:00~17:15

※9月以降に提出した場合、10月期の支給はありませんので、ご注意ください。

受付場所 市役所2階 ⑧番窓口

必要書類 現況届(お手元にない方は来所時に発行します)/認印/父、母、児童の健康保険証(宜野湾市の国保以外の方)

※別途、書類の提出が必要な場合があります。

※所得制限額を超過しているかどうかの確認は現況時に行います。

☎ 児童家庭課 ☎893-4422

### 特別児童扶養手当 所得状況届について

引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切な届出です。

※受給者の皆さまには8月上旬までに通知します。

受付期間 8/9(金)~9/11(水)

※8/18(日)は開庁します。

受付時間 8:30~11:30

13:00~16:30

受付会場 市役所2階 ⑧番窓口

※月末は混み合う事が予想されます。

☎ 児童家庭課 手当二係

内線 182,263,179

行政対応は日本語で行われています。

宜野湾市役所に通訳者が居ます。

受付時間: 月~金

10:00~17:00

(12:00~13:00昼休み)

無料です!

窓口へ通訳お願いしますとって下さい。

問: 市民協働推進課

☎098-893-4411 (内線 577)

⇒ [tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp)